

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福島県報

目次

福島県企業局

○福島県企業職員の給与、勤務時間
その他の勤務条件等に関する規程

の一部を改正する規程

福島県議会

○福島県政務調査費の交付に関する
条例施行規程の一部を改正する規程

福島県企業局

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する
規程をここに公布する。

平成19年12月25日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県企業局管理規程第11号

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部
を改正する規程

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(昭和44年福島県
企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「」第28条の5第1項」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律
(平成3年法律第110号)第18条第1項」を、「地方公務員法第28条の5第1項」の次
に「、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を加える。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(企業局経営管理グループ)

福島県議会

福島県議会告示第一号

福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定
める。

平成十九年十二月二十五日

福島県議会議長 遠藤 忠一

福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成十三年福島県議会告示第一号)
の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条を次のように改める。

(政務調査費の使途基準等)

第三条 条例第八条の会派に関する使途基準は別表第一のとおりとし、当該会派に関す
る使途基準の調査研究費のうち会派からその所属議員に委託された調査研究費に関す
る使途基準は別表第二のとおりとする。

2 会派から調査研究費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る調査研究完了報告書
(様式第四号)を会派に提出しなければならない。

3 前項の政務調査費に係る調査研究完了報告書には、当該政務調査費に係る調査研究
完了報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し
を添付しなければならない。

第五条中「政務調査費経理責任者」の下に「及び調査研究費の交付を受けた議員」を
加える。

第六条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第一項中「収支報
告書」を「収支報告書等」に、「三十日」を「六十日」に改め、同条第二項中「収支報
告書」を「収支報告書等」に、「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条第三項中
「収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(補則)

第七条 この規程に定めるもののほか、政務調査費の取扱いに関し必要な事項は、議長
が別に定める。

別表調査研究費の項を次のように改める。

調査研究費	1 会派が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究に要する 経費 (調査研究委託費、交通費、宿泊費等)
	2 会派がその所属議員に対し、調査研究を委託する経費 (調査研究委託費)

別表研修費の項中「機材借上げ費」を「機材借上費」に改める。
別表会議費の項を次のように改める。

広聴費	会派が地域住民等の県政に関する要望、意見等を聴取するために開催する会議・会合等に要する経費 (会場費、機材借上費、資料印刷費、交通費、食糧費等)
-----	---

民衆演習作成費の項中「印刷・製本代」や「印刷製本代」に定める「回表事務費」の項中「通信費」の「印刷、事務機器リース料」を加え、「回表人件費」の項中「職員」や「職員等」に定める「回表や回表録「バック」回表の次に次の一表を加える。

別表第2 (第3条関係)

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究に要する経費 (交通費、宿泊費、報告書等印刷製本費、調査研究に伴う謝礼等)
研修参加費	研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費 (会費、交通費、宿泊費、報告書等印刷製本費等)
広聴費	議員が地域住民等の県政に関する要望、意見等を聴取するために開催する会議・会合等に要する経費及び意見交換のための各種団体等との会議・会合等への出席に要する経費 (会場費、機材借上費、資料印刷費、交通費、食糧費、会費等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本代、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞・定期刊行物等購読料等)
広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の報告会並びに広報紙の印刷等広報活動に要する経費 (会場費、機材借上費、広報紙・報告書等印刷製本費、ホームページ作成費、送料、交通費等)
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費

調査研究費	(事務所賃借料、光熱水費、警備委託料等)
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、通信費、インターネット接続料、事務機器リース料、自動車リース料、自動車の燃料費等)
人件費	議員が行う調査研究活動を補助する職員等を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

注 () 内は、例示
 請求書に添付する「政務調査費収支報告書閲覧請求書」や「政務調査費収支報告書等閲覧請求書」及び

収支報告書の対象年度	
収支報告書の会派の名称	

注 請求者の区分の欄は、1又は2の番号を○印で囲み、2の番号を○の場合には、閲覧する者の氏名を記入すること。

収支報告書等の対象年度	
収支報告書等の会派の名称等	会派の名称 () 議員の氏名 ()

注

- 1 請求者の区分の欄は、1又は2の番号を○印で囲み、2の番号の場合には、閲覧する者の氏名を記入すること。
- 2 議員を特定して請求する場合は、収支報告書等の会派の名称等名を記入すること。

「
 印で囲んだ
 」
 や
 」

に定める「回表式を様式第五号とし、様式第三号の次に次の一様式を加える。

を○印で囲ん

欄に議員の氏
」

様式第4号 (第3条関係)

年 月 日
 会派の名称 様
 代表者の氏名
 議員の氏名

年度政務調査費に係る調査研究完了報告書
 会派からの委託に基づき実施した調査研究について、その実績及び収支状況を関係
 書類を添えて、下記のとおり報告します。記

1 実績

- (1) 委託期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (2) 委託内容

2 収支状況

- (1) 収入 円
- (2) 支出 円

項目	支出額	左の内訳		備考
		細項目	支出額	
調査研究 活動費	円	調査研究費	円	
		研修参加費	円	
		広聴費	円	
		資料作成費	円	

調査研究 事務費	円	資料購入費	円
		広報費	円
		事務所費	円
		事務費	円
		人件費	円
合計	円		

(3) 残余 円

附 則

- 1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

(議会事務局総務課)



古紙配合率100%再生紙を
使用しています

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福 島 県
印刷所 株式会社 第一 印刷